

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の審議事項

前回までの審議事項

1. 税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する実務指針（会計処理に関する部分）について、第 329 回企業会計基準委員会及び第 30 回専門委員会以降、5 本の実務指針を以下のように 3 本の会計基準等に移管すべく、審議を行っている。

JICPA の実務指針	移管後の会計基準等（仮称）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「連結税効果実務指針」という。） ➤ 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「個別税効果実務指針」という。） ➤ 会計制度委員会「税効果会計に関する Q&A」（以下「税効果 Q&A」という。） 	(1) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針（仮称）」（以下「税効果適用指針（案）」という。）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」 	(2) 「中間財務諸表における税効果会計に関する適用指針（仮称）」
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」 	(3) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準（案）」という。）

2. このうち、法人税等会計基準（案）については、2016 年 11 月 9 日に公開草案を公表した。
3. その他の実務指針等の移管について、早急に対応すべきものとして検討を進める論点（開示、未実現損益の消去に係る税効果及びその他）及び税効果適用指針（案）の検討状況は、以下のとおりである。

検討の内容	企業会計基準委員会	専門委員会
(1) 開示	第 329 回 (2016 年 2 月 10 日) 第 330 回 (2016 年 2 月 24 日) 第 332 回 (2016 年 3 月 23 日) 第 334 回 (2016 年 4 月 21 日) 第 352 回 (本日)	第 30 回 (2016 年 2 月 4 日) 第 31 回 (2016 年 2 月 22 日) 第 32 回 (2016 年 3 月 7 日) 第 33 回 (2016 年 4 月 15 日) 第 44 回 (2016 年 12 月 19 日)
(2) 未実現損益の消去に係る税効果（繰延法か資産負債法か）	第 338 回 (2016 年 6 月 16 日)	第 34 回 (2016 年 5 月 12 日) 第 36 回 (2016 年 6 月 28 日) 第 43 回 (2016 年 11 月 17 日)

審議事項(4)-1

検討の内容	企業会計基準委員会	専門委員会
(3) (1)及び(2)以外の早急に対応すべき論点 ¹	第336回(2016年5月11日) 第337回(2016年5月31日)	第33回(2016年4月15日) 第34回(2016年5月12日) 第36回(2016年6月28日)
(4) 税効果適用指針(案)	—	第37回(2016年7月21日) 第38回(2016年8月8日) 第39回(2016年8月31日) 第40回(2016年9月20日) 第41回(2016年10月11日) 第42回(2016年10月25日) 第43回(2016年11月17日)

本日の審議事項

4. 本日は、開示に関する論点の審議を行う。
 - (1) 開示に関する検討の進め方(審議事項(4)-2)
 - (2) 財務諸表利用者が必要とする情報の検討(審議事項(4)-3)
 - (3) これまで検討したその他の項目に関する検討(審議事項(4)-4)
5. なお、米国会計基準においては、「法人所得税(Topic740)：開示に関する取組み－法人所得税に関する開示要求の変更」に関する公開草案が公表されており、その内容を確認する(審議事項(4)-5)。
6. また、第44回専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(4)-6に記載している。

以 上

¹ (1)及び(2)以外の早急に対応すべき論点とは、以下の4つの論点である。

- ・連結納税と企業結合における税効果会計の整合性
- ・繰延税金負債の支払可能性
- ・子会社の投資に係る税効果(連結税効果実務指針における定めとの整合性)
- ・関連会社の留保利益等に係る税効果